

平成 27 年(行ウ)第 429 号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

原 告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被 告 国

準備書面 (12)

2018 (平成30) 年6月29日

東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 秋 山 幹 男

同 二 関 辰 郎

同 古 本 晴 英

同 牧 田 潤 一 朗

同 出 口 か お り

同 藤 原 大 輔

同 小 野 高 広

被告準備書面(11)のうち、被告による新たな主張について本準備書面で反論する。

1 はじめに

原告による義務付けの訴えが不適法であると主張する被告準備書面(11)のうち、行訴法 37 条の 3 第 5 項を利用した被告主張、すなわち、「本件取消しの訴えに係る請求に理由があると判断された（義務付けの訴えの訴訟要件を満たす）としても、必ずしも義務付けの訴えの本案要件を満たすことにはなはらない」（同 6 頁）とする被告主張は、これまでになかった新たな主張である。

これについて、原告は、次のとおり反論する。

2 情報公開法 5 条の開示義務と行政事件訴訟法 37 条の 2 第 5 項

情報公開法 5 条は、行政機関の長は、開示請求があったときは、同条 1 ないし 6 号の不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならないと定めており、不開示情報が記録されていない場合は開示義務があることが一義的に明白である。したがって、不開示情報が記録されていないとして不開示処分が取り消された場合は、開示処分をしなければならないことが法令の規定から明らかであり、裁判所は、行政事件訴訟法 37 条の 2 第 5 項により、開示処分をすべき旨の判決をすることになる。

すなわち、本件において、被告が主張する不開示情報が存在しないとして不開示処分が取り消される場合は、本件開示請求にかかる行政文書の開示処分をすべき旨の判決がなされることになるものである。

3 被告の立場は最高裁判決に照らしても認められないこと

被告は、「〔情報公開法 5 条 3 号〕が行政機関の長に広い裁量権を認めた趣旨の規定であること」を前提として（被告準備書面(11)6 頁）、「情報公開法 5 条 3 号が、国の安全又は他国との交渉に関する行政機関の長の第一次的判断権を尊重し

ている趣旨を考慮すると、司法権と行政権の役割分担の観点からは、本件については、外交関係について権限と責任を有する外務大臣が、取消訴訟の判決の趣旨を踏まえた上での最終的な処分を行うのが相当である」と主張する（同7頁）。

しかし、これまでに原告が主張してきたとおり、5条3号が行政機関の長に広い裁量権を認めた趣旨の規定であることを前提とする被告主張自体誤りである。

加えて、被告の立場は、原告準備書面(11)でも言及した最高裁 2018（平成 30）年 1 月 19 日判決の立場とも相容れない。同最高裁判決の事案では、本件と同様に情報公開法 5 条 3 号（と同 6 号）が問題となっており、同最高裁判決は、一部の情報は「情報公開法 5 条 3 号又は 6 号所定の不開示情報に該当しない」と判断したうえで、「〔それら情報〕に係る本件不開示部分が適法であるとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、この点に関する論旨は理由がある。そして、内閣官房内閣総務官が上記の文書及び各記録部分について開示決定をすべきことは明らかであるから、これに係る上告人の本件不開示決定部分の取消請求及び開示決定の義務付け請求は、いずれも認容すべきである」と判断している（裁時 1692 号 1 頁・裁判所ウェブサイト）。

つまり、最高裁の立場は、情報公開法 5 条 3 号にかかわる場合であれ、不開示決定を取り消した部分については、特段の検討を経ることなく、ただちに開示決定をすべきことは明らかとする立場をとっており、上記 2 で述べた原告主張と同様の立場を前提にしている。

被告の立場は、このような最高裁判決の立場とも相容れず失当である。

- 4 以上のとおり、この点に関する被告主張もとりえないのであって、外務大臣の不開示決定を取り消すとともに、義務付け判決を出されるよう求めるものである。

以上